

令和6年度第三者行為被害届出周知リーフレット作成業務委託  
一般競争入札説明書

【内訳】

入札説明書  
仕様書

令和6年5月

茨城県後期高齢者医療広域連合

# 入 札 説 明 書

令和6年5月15日に公告した令和6年度第三者行為被害届出周知リーフレット作成業務委託に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務の名称

令和6年度第三者行為被害届出周知リーフレット作成業務委託

### (2) 委託業務の内容

令和6年度第三者行為被害届出周知リーフレット作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和6年6月20日（木）まで

### (4) 納入場所

仕様書で指定する場所

### (5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

### (1) 申請書を提出する時点で有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿において「広告・出版・催物」または「印刷類」に登録されている者であること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

### (2) 全国の地方公共団体及び全国の後期高齢者医療広域連合のいずれかが発注する同類業務に係る業務委託について、受注実績がある者であること。

### (3) 委託業務に関する管理責任者を適正に配置できる者であること。

### (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

### (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

- ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
- イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
- オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）に関する質疑応答書提出場所

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階  
茨城県後期高齢者医療広域連合 総務課  
電話 029-309-1211  
FAX 029-309-1126

- (2) 入札説明書等の交付場所

茨城県後期高齢者医療広域連合総務課及び茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページで行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

- (3) 入札説明書等の交付期間

入札公告の日から令和6年5月22日（水）まで

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合総務課における入札説明書等の交付は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に定める休日を除く午前9時から午後4時までの間において行うものとする。

- (4) 入札説明書等に関する質問方法等

ア 質問方法

FAX又はEメールにより質疑応答書を提出すること。

Eメールアドレス：k08soumu@union.ibaraki.lg.jp

イ 質問期間

入札公告の日から令和6年5月22日（水）午後3時まで

これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

- (5) 入札者に求められる事項

ア この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ入札説明書等の交付を受けるか、又は閲覧しなければならない。

イ 入札参加希望者は、次の書類を上記3(3)で指定する入札説明書等の交付期間内に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について広域連合職員から説明を求

められたときは、これに応じなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
  - ② 一般競争入札参加資格申請書を提出するときにおいて有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格結果通知書の写し
  - ③ 契約実績証明書
  - ④ 申出書
- (6) 一般競争入札参加資格審査結果  
一般競争入札参加資格確認申請の審査結果については、令和6年5月24日(金)までに審査結果通知書を発送する。
- (7) 入札及び開札の日時及び場所  
令和6年5月30日(木) 午後2時00分  
茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
- (8) 入札の辞退  
3(1)に示す入札書の提出場所へ郵送により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額を、入札保証金として、入札日に納付しなければならない。

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則(平成21年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第4号。以下「財務規則」という。)第134条第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

イ 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額を、契約保証金として、契約締結のときに納付しなければならない。

ただし、財務規則第161条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した入札及び財務規則第139条各号のいずれかに該当する場合は、入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

財務規則第135条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札結果の公表

入札結果は、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページ等で公表する。

# 令和6年度第三者行為被害届出周知リーフレット作成業務委託仕様書

1 業務名 「令和6年度第三者行為被害届出周知リーフレット作成業務委託」

2 事業目的

「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27年12月14日付保高発1214第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）に基づき、第三者行為による被害届の届出の啓発を図るため。

3 規格等

サイズ等	A4版 カラー 表裏1枚
用紙の種類	コート紙四六判73K
作成部数	430,000枚

4 作成方法

茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「発注者」という。）が受注者に前年度のリーフレット及びロゴマークのデータを提供し、発注者の指示するところにより、受注者が作成する。

5 校正

原則2回以上行う。

6 納品方法

受注者は、令和6年6月20日（木）までに、

(1) 作成物の一部（10,000部）を除き、内三つ折りにし、100部ずつに束ねた上で、発注者が指定する医療費通知書封入作業場所（令和6年度医療費通知書封入等業務委託事業者は、5月14日（火）に決定する予定）へ納入すること。

(2) リーフレットの電子データを新聞広告掲載等に活用するため、PDF形式及びイラストレーター形式に変換し、CD-ROM等の媒体により、次の場所に納入すること。

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

茨城県後期高齢者医療広域連合 事務所内 給付課

(3) 上記(1)のうち作成物の一部（10,000部）は折らずに100部ずつに束ねた上で、上記(2)と同一場所に納品すること。

7 成果品等の帰属

委託業務の履行に伴い発生する成果品及び納品データの所有権は、すべて発注者に帰属する。

8 委託契約の期間

契約日から令和6年6月20日（木）まで

9 契約金の支払

受注者は、納品後検査に合格したときは、速やかに請求書を提出するとともに、発注者は、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。振込手数料は、発注者の負担とする。

10 注意事項

- (1) リーフレットに使用するイラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた事項については、その都度協議の上処理する。

以上